

平川市生活環境等情報ネット事業覚書

弘前郵便局及び平川市内郵便局（以下「甲」という。なお、平川市内郵便局は、碇ヶ関郵便局、尾上郵便局、平賀郵便局、平賀新屋郵便局及び平賀本町郵便局。）及び平川市（以下「乙」という。）は、市民サービスの向上とより快適で安全なまちづくりを共通の目的として、市民の生活環境にかかる危険個所及びごみの不法投棄等の情報提供に関し、下記のとおり覚書を締結する。

（事業の名称）

第1条 この事業の名称は、「平川市生活環境等情報ネット事業」とする。

（趣旨）

第2条 この覚書は、甲の社員が通常業務に支障のない範囲内において、平川市内で発見した次項に掲げる平川市生活環境等情報ネット事業で取り扱う事項について、乙に情報を提供し、快適で安全な環境づくりに努めることを目的とする。

（取扱事項）

第3条 取扱事項は次の内容とし、甲が通常の業務中に確認できる範囲とする。

- (1) 道路及び道路付属物の破損、倒木、水道の漏水等、公共の施設・設備及び擁壁崩壊等で市民の生活環境に危険な影響を及ぼすおそれのあるもの
- (2) ごみの不法投棄等で市民の生活環境を侵害しているもの
- (3) その他市民の生活環境の維持向上を図るために必要なもの

（連絡責任者）

第4条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては弘前郵便局総務部長及び平賀郵便局長、乙においては平川市総務部長とする。

（協議）

第5条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、二者が協議し決定する。

(免責)

第6条 乙は、第3条の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間の満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙二者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 弘前郵便局

弘前郵便局長

高橋啓友



乙 平川市

平川市長

長尾忠行

